

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 酒類の販売業免許の区分及びその意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》に規定する販売業免許の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の酒類の販売業免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 酒類卸売業免許</p> <p>酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は製造者に対し酒類を継続的に販売（以下「卸売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>(以下省略)</p> <p>9 (省略)</p> <p>10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の設定及び審査等</p> <p><u>小売販売地域のうち「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」（平成17年法律第92号）による改正後の附則第5条《緊急調整地域の指定等に関する経過措置》第1項の規定により、平成18年8月31日までの間、なおその効力を有することとされた「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」（平成15年法律第34号）の失効の際現に効力を有する同法第3条《緊急調整地域の指定》第1項に規定する緊急調整地域（以下「緊急調整地域」という。）については、同年9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申出書を含み、14</u></p>	<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>8 酒類の販売業免許の区分及びその意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》に規定する販売業免許の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の酒類の販売業免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 酒類卸売業免許</p> <p>酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を継続的に販売（以下「卸売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>(同左)</p> <p>9 (同左)</p> <p>10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の設定及び審査等</p> <p>9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申出書を含み、14に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、添付書類を含む。以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の設定及び審査については、<u>9の(3)の規定にかかわらず、以下による。</u></p>

改正後	改正前
<p>に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、添付書類を含む。以下「抽選対象申請書等」という。)に係る審査順位の決定及び審査については、以下による。</p> <p><u>なお、緊急調整地域以外の小売販売地域についても、国税局長は国税局管内の実情に応じ、必要と認められた場合には、以下によることができる。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請要領等の公告</p> <p>税務署長は、<u>一般酒類小売業免許申請等に係る</u> <u>手続に必要な事項を記載した要領及び公開抽選を実施しない小売販売地域についてはその旨を免許</u> <u>年度の開始日（当該開始日が閉庁日の場合は、その次の開庁日とする。）に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</u></p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(9) 免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い</p> <p><u>免許年度の開始日前一定期間に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、申請等販売場の所在する小売販売地域に係る緊急調整地域の状況に応じ、次のとおり処理する。</u></p> <p>イ <u>申請書等を受理した日の属する免許年度において緊急調整地域に該当する小売販売地域</u></p> <p>(イ) <u>7月31日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに受理した申請書等については、その年の8月31日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに拒否処分する。</u></p> <p>(ロ) <u>8月1日からその年の8月31日までに受理した申請書等については、翌免許年度の抽選対象申請期間内に提出のあった申請書等と併せて処理する。</u></p> <p>ロ <u>申請書等を受理した日の属する免許年度において緊急調整地域に該当しない小売販売地域</u></p> <p><u>その年の8月31日までに受理した申請書等については、21<酒類の販売業免許の事務処理期間(標準処理期間)>の定めによる。</u></p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申請要領等の公告</p> <p>税務署長は、<u>一般酒類小売業免許の要件、小売販売地域の範囲及び公開抽選への参加方法その他抽選対象申請書等に係る手続に必要な事項を記載した要領を免許年度の開始日（当該開始日が閉庁日の場合は、その次の開庁日とする。）に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</u></p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>(9) 免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い</p> <p>イ <u>7月31日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、その年の8月31日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。ロにおいて同じ。)までに処理する。</u></p> <p>ロ <u>8月1日からその年の8月31日までに受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、申請等販売場の所在する小売販売地域に係る「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」という。)第3条に規定する緊急調整地域(以下「緊急調整地域」という。)の指定状況に応じ、次のとおり処理する。</u></p> <p>(イ) <u>申請書等を受理した日の属する免許年度の翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されている場合は、当該抽選対象申請期間内に拒否処分する。</u></p> <p>(ロ) <u>申請書等を受理した日の属する免許年度の最終日において緊急調整地域に指定されており、かつ、翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されていない場合は、抽選対象申請書等と併せて(6)に</u></p>

改正後	改正前
<p>11～20 (省略)</p> <p>21 酒類の販売業免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類の販売業免許の申請等があった場合の標準処理期間は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 標準処理期間の起算日 標準処理期間の起算日は、申請者等から申請書等が提出された日の翌日とする。 なお、上申された場合における上級官庁の標準処理期間の起算日は、当該上申された日の翌日とする。 ただし、<u>一般酒類小売業免許に係る申請書等</u>(第9条第1項関係の14に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。)の起算日は、審査順位に従い、当該申請等ごとに通知する審査の開始日とする。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p><u>定める公開抽選の対象とする。</u></p> <p><u>(ハ) 申請書等を受理した日の属する免許年度の最終日において緊急調整地域に指定されておらず、かつ、翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されていない場合は、当該抽選対象申請期間の開始日から1か月以内に処理する。21の(5)の定めは、この場合において準用する。</u></p> <p>11～20 (同左)</p> <p>21 酒類の販売業免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類の販売業免許の申請等があった場合の標準処理期間は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。 <u>ただし、抽選対象申請書等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のある免許年度内に処理するのであるから留意する。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 標準処理期間の起算日 標準処理期間の起算日は、申請者等から申請書等が提出された日の翌日とする。 なお、上申された場合における上級官庁の標準処理期間の起算日は、当該上申された日の翌日とする。 ただし、<u>抽選を実施した申請書等</u>(<u>一般酒類小売業免許については、抽選対象申請期間後に提出された申請書等</u>(第9条第1項関係の14に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。)を含む。)に係る起算日については、当該審査順位に従い、当該申請等ごとに通知する審査の開始日とする。</p> <p>(5) (同左)</p>